

担保提供書

令和◆年2月25日①

全国の税關官署の長 殿 ②

提供者(輸入者符号: 12345678900000000) ③
 住所 東京都中央区銀座▼-▼▼-▼▼
 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 氏名(又は名称)及び代表者の氏名
 株式会社財務商会 ③
 代表取締役 大蔵 太郎
 代理人
 住所 東京都江東区青海△-△-△△
 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 氏名(又は名称)及び代表者の氏名
 株式会社カスタムス通関 ④
 代表取締役 稲関 次郎

⑤ 私(当社)が令和 年 月 日に申告した輸入(納税)申告番号 ⑤ により、
 (令和◆年 3月 1日から令和◆年 9月 15日までの間)に輸入許可(輸入許可前貨物引取承認)を受ける
 貨物に対する ⑥ 輸入許可前貨物引取承認 ⑥ のための担保を、下記のとおり提供します。

記

担保の種類及び表示	金銭	供託書(令和◆年度金第×××××号) ⑦	[個別□据置□(官署別□一括)]
担保金額	50,000,000 ⑧	円 (保全担保に係る提供額)	円
※本税限度額	46,500,000 ⑨	円 担保提供命令額	円
延滞税の額	注 関税法、国税通則法及び地方税法の所定の額		

一括担保の場合、担保金額は、保証書(据置担保用)の宛先の各税關官署で輸入許可を受ける貨物に係る税額を合算した額の支払いを保証する限度額である。

担保預り証



※上記の担保を預ります。

第 1AP***** ⑨' 号 (担保登録票番号第)

第 号 (保全担保登録票番号第)

令和 年 月 日

印

- (注) 1. この担保提供書は、2部提出して下さい。
 2. 不要な文字は二重線で抹消して下さい。
 3. 挑は、記入しないで下さい。
 4. 一括担保の場合の宛先は、担保を提供するすべての税關官署の長名を連名又は包括して記載して下さい。
 なお、包括して記載した場合には、以後、官署追加の手続が不要となります。
 5. 「担保の種類及び表示」欄中「個別、据置(官署別・一括)」の箇所は、提供する担保の種類に応じ、
 該当するものを○で囲んで下さい。
 6. 関税法第7条の8による担保の提供を命じられている場合は、「担保提供命令額」に、担保提供命令通知書等に記載されている担保金額を記入して下さい。
 なお、特例申告に係る貨物の輸入申告を行う際は、「保全担保登録番号」を使用して下さい。
 7. 提供する担保を関税法第7条の8による担保(保全担保)及び納期限延長又は輸入許可前貨物引取承認の担保として使用する場合には、「担保金額」欄の()書に保全担保に係る提供額を記入して下さい。
 (当該提供額については、納期限延長及び輸入許可前貨物引取承認の担保として使用できません。)
 8. 担保の解除を申請する際は、担保解除申請書とこの書類(担保登録票を含む)を併せて提出して下さい。

◇ 担保提供書の記載例

例) 輸入許可前貨物引取承認

提出部数 ➡ 2部(税関用、交付用)

記載の説明(書き方)

①日付:税關への提出日

②あて先:供託書のあて先と合わせる(記載例は全国一括の場合)

③提供者:輸入者名を記載(供託書の供託者と同じ)

③' 輸入者符号:法人番号、税關輸出入者コード、JASTPROコードを記載 ➡ 符号がない場合は、NACCSに登録不可

④代理人:通關業者等が代理で書類を提出する場合に記載

⑤期間:担保を使用する期間を記載

⑤' 不要な文言は削除

⑥担保提供事由:「輸入許可前貨物引取承認」と記載

⑦担保の種類:「金銭」と記載、
表示:供託書、供託書の番号を記載

⑧担保金額:供託金額を記載

注) 供託の場合、本税限度額(担保限度額)は、
担保金額(供託金額)の93%となる。

⑨担保預り証:税關で担保登録後に記載

⑨' 担保登録番号:輸入(納税)申告の際に必須

※担保提供書は、担保登録後、税關から交付されるので、紛失しないように管理して下さい。

担保解除する際に、保証書との引き換えになります。

◇ 供託書の記載例

例) 輸入許可前貨物引取承認

供託書

(雜)

申請年月日	令和◆年2月15日①	
供託所の表示	東京法務局 ② <small>注</small>	
供託者の住所氏名	〒100-0001 東京都中央区銀座▼-▼▼-▼▼ 株式会社 財務商会 代表取締役 大蔵 太郎	
被供託者の住所氏名	国 ④	
供託金額	¥50,000,000円 ⑤ <small>注</small>	

上記金額を受理する。

字加入		字削除		頁
法令条項	備考欄の通り⑤		令和◆年度金第×××××号⑥	
供託の原因たる事実	供託者は、輸入（納税）申告後、税関長から輸入許可前に貨物の引取承認を受けるため、その担保として、関税額、消費税額及び地方消費税額に相当する金5,000万円を供託する。 ⑦			
備考	1. 供託により消滅すべき質権又は抵当権 2. 反対給付の内容			
	官庁の名称：全国の税關官署の長 ⑧ 法令条項：関税法第73条第1項、地方税法72条の100第1項 ⑧ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項			

令和◆年2月15日

東京法務局

供託官 ★★ ★★

供託金額を受領を証する。

令和◆年2月15日

東京法務局

供託官 ★★ ★★

提出部数 ➔ 1部(税関用のみ)

記載の説明(書き方)

①日付:供託した日

②供託所:供託する法務局を記載

②供託所は、担保提供を行う税關官署の近くに所在する法務局に供託するのが望ましい

③供託者:担保提供者(輸入者)の住所、氏名を記載

④被供託者:国(具体的な官庁の名称は、備考欄に記載)

⑤法令条項:記載できない場合は、備考欄に記載

⑥供託番号:供託金を振込後、供託所から振り出される番号

⑦供託の原因:供託する原因を記載

⑧備考:通關予定官署を記載(記載例は全国一括の場合)

⑧' 法令条項:担保を提供する根拠とされる法律名及び条項を記入する→参考資料「適用法令一覧」
注)法令条項が違ってる場合は受理できない

⑤供託金額:供託金額の全額が担保限度額とはならない。担保限度額は、供託金額の93%理由は、納税できなかった場合に係る延滞税を考慮するため。